

令和5年8月30日付けで認可した林町町内会が所有する不動産に係る登記の特例について、地方自治法第260条の46第2項の規定により公告します。

当該認可地縁団体が所有する次の不動産について、所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議のある登記関係者等は、この公告期間内に異議を申し出てください。

令和7年2月26日

京都市長 松井 孝治

1 申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

名 称	林町町内会
区 域	京都市右京区京北大野町廣畑、同町横枕の区域
主たる事務所	京都市右京区京北大野町廣畑59番地1

2 不動産に関する事項

(1) 土地

地 目	面 積	所 在 地
山林	436㎡	京都市右京区京北大野町川東 1番1
宅地	33.05㎡	京都市右京区京北大野町廣畑 59番1
原野	33㎡	京都市右京区京北大野町廣畑 59番2
宅地	16.52㎡	京都市右京区京北大野町廣畑 59番3
原野	9.91㎡	京都市右京区京北大野町廣畑 59番4

(2) 表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

① 氏名又は名称 河原林 孝太郎

住 所 京都府北桑田郡山国村字大野小字廣畑75番地

② 氏名又は名称 野尻 俊藏

住 所 京都府北桑田郡山国村字大野29番戸

3 申請事項に異議を述べることができる者の範囲

表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は不動産の所有権を有することを疎明する者

4 異議を述べることができる期間

令和7年2月26日から令和7年5月26日まで

5 異議を述べる方法

京都市長に対し、地方自治法施行細則第22条の3第3項に規定する異議申出書及び関係書類を提出すること

6 提出先

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市文化市民局地域自治推進室地域づくり推進担当

(文化市民局地域自治推進室)